

物品等の随意契約について

次のとおり見積合わせを行うので、随意契約参加希望者を公募する

1	発注番号	第3-17号
2	公募日	令和8年6月22日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	小中学校タブレット端末等の納品
5	納入場所	能代市内小中学校
6	納入期限	令和8年12月28日
7	当該物品の主管課	教育部 学校教育課 電話番号 0185-73-5281 ファクシミリ番号 0185-73-6459
8	物品又は委託の種別	物品(総額見積)
9	主な仕様(概要)	タブレット端末等の納品 ※仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	随意契約参加資格要件	随意契約に参加する者に必要な要件は、応募型随意契約基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	見積書提出に関する注意事項	見積金額は総額(消費税等を除く)とする
12	見積書提出予定日	令和8年7月3日 (金) 午後1時40分 見積書提出までのスケジュールは別紙のとおり
13	見積書提出の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型随意契約基本事項のとおり (2) 本件はリース契約での導入であるため、本見積合わせはリース契約に係る納品金額と納品業者を決定するものであり、物品購入契約を締結するものではない。(請書の提出は必要) なお、リース業者は市が別途の入札により決定する。 (リース入札予定: 令和8年7月28日頃)

スケジュール

件名：小中学校タブレット端末等の納品

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年6月22日（月） 正午から 令和8年6月24日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問及び同等品承諾願(書)の受付	令和8年6月22日（月） 正午から 令和8年6月24日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 同等品承諾願(書)は所定の様式によること 提出先:物品主管課
3	同等品の承諾回答	令和8年6月25日（木） 午後5時まで	承諾書の原本を参加申込書に添付すること
4	申込書類の受付	令和8年6月22日（月） 正午から 令和8年6月26日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
5	設計図書等に対する質問への回答	令和8年6月26日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
6	指名通知・非指名通知	令和8年6月30日（火）	基本事項4のとおり
7	見積書提出予定	令和8年7月3日（金） 午後1時40分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型随意契約参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型随意契約に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された見積書提出に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第3-17号		
物 品 (業 務) 名	小中学校タブレット端末等の納品		
本見積書提出に 関する連絡先	担 当 者 名		
	電 話 番 号	F A X 番 号	

見 積 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて見積します。

記

件 名	小中学校タブレット端末等の納品
見 積 金 額	¥
備 考	

応募型随意契約基本事項（物品・委託等）

1 随意契約に参加する者に必要な要件

- (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名という。）に登載されている者であること。
- (2) 参加申込期限の日から決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2 仕様書等に関すること

- (1) 仕様書等の閲覧又は貸し出しは次によるものとする。
 - ア 閲覧又は貸出場所 能代市総務部契約検査課
 - イ 閲覧又は貸出時間 4時間以内
 - ウ その他 設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
- (2) 仕様書等に対する質問は次によるものとする。
 - ア 質問方法 簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
 - イ 提出先 物品・委託等の業務主管課
- (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

3 随意契約参加申込等に関すること

- (1) 物品等随意契約参加申込書
随意契約に参加しようとする者は、別紙の物品等随意契約参加申込書を市長に提出すること。
- (2) 申込書類の入手方法
 - ア 交付場所 能代市総務部契約検査課
電話番号 0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
 - イ 交付費用 無料
- (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを厳守すること
- (4) 申込書類の提出及び受付
 - ア 提出方法 持参又は書留郵便によること。
 - イ 提出先 能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
- (5) 随意契約参加の辞退
随意契約参加申込書を提出した者は、当該申込書等を提出したあと決定されるまでの間において参加資格を有しないこととなったときは、決定前にあつては辞退届を、決定後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 指名通知等

- (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。

(2) 非指名通知

申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、理由を付して通知する。

※ 上記(1)又は(2)の通知が見積書提出予定日の2日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課へ問い合わせること。

5 見積書提出、決定に関すること

- (1) 能代市財務規則(以下「規則」という。)、能代市物品等入札心得を遵守の上、随意契約に参加すること。
- (2) 決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約予定金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積書を郵送する場合は、書留によるものとし、見積書提出日時までに到着したもので、1枚(1回分)とする。(ただし、原則として再度見積書提出には参加できないものとする)
- (4) 見積書を提出しようとする者が、参加申込期限の日から決定の日までの間に、随意契約に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は随意契約に参加することができない。既に見積書を提出している場合、その見積書は無効とする。
- (5) 決定から契約締結までの間において、決定者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該決定者と契約を締結しないことができる。

6 契約締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格者申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等(所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの)の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類作成及び提出についての問い合わせ

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

仕 様 書

1 件 名	小中学校タブレット端末等の納品
2 数量	2, 474台
3 納入場所	能代市内小中学校（詳細は別紙参照）
4 納入期限	令和 8年12月28日（月）
5 主管課	学校教育課 担当 戸松
6 規格等	以下に示す要件をすべて満たすこと。 ※同等品可とする。同等品で入札に参加する場合は、令和8年6月24日（水）午後5時まで 主管課へ同等品承諾願いを提出すること。

調達物品及び付帯作業内容	1. タブレット	2, 474台
	2. その他付帯作業等	2, 474式
	3. 旧タブレットの回収	一式

調達物品等詳細仕様

調達物品	仕様内容	参考型番及びメーカー名	数量
【1. タブレット】 ・タブレット本体	OS	Windows 11 Proを搭載していること。	FMVU86026Z（富士通）
	CPU	インテル® Celeron® N4500プロセッサ 以上であること。	
	メモリ	8GB以上であること。	
	ストレージ	128GB以上であること。	
	無線LAN	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax準拠 + Bluetooth 5.1 であること。	
	ディスプレイ	11.6型（IPS Alpha液晶）であること。	
	タッチパネル	静電容量方式（10点マルチタッチ）であること。	
	キーボード	本体搭載、防滴キーボード（84キー）であること。	
	WEBカメラ	フロント：約 92 万画素／リア：約 500 万画素 であること。	
	インターフェイス	USB Type-C×1、Type-A×1、ステレオ・コンポジットを有すること。	
	バッテリー	JEITA3.0：動画再生時：約6.5時間 71%時：約13.0時間 以上であること。 JEITA2.0：約13.9時間以上であること。	
	質量	約1.2kg 未満であること。	
その他	・グリーン購入法に対応していること。 ・国際エネルギースターに登録されていること。 ・PCグリーンラベルに適合していること。		
・アプリケーション「学習用ツール(端末管理機能を含む)」	授業の開始において、下記3つの手段のうちいずれかを用いて、教員機と学習者機の接続が行えること。 ・教員が学年・組を指定して授業を開始するだけで、学習者機の操作なしにペアリングができること。 ・学年・組をまたいだ任意の学習者が登録されたグループを選択するだけで、グループ内の学習者とペアリングができること。 ・学習者が授業を開始した教員の番号を選択するだけで、教員機とペアリングができること。 なお、同時に複数の授業が開始され、そのどちらにも属する学習者が存在した場合は、当該学習者に通知され、どちらの授業に参加するかを選択できる仕組みを有すること。また、参加している授業から別の授業へ移動すると、教員に通知される仕組みを有すること。	SKYMENU Cloud Professional Edition (Sky)	2, 474

調達物品	仕様内容		参考型番及びメーカー名	数量
<p>・アプリケーション「学習用ツール(端末管理機能を含む)」</p>	いつでもメニュー	<p>・本システムの各種アプリケーションを使用している時も、アプリケーションを終了することなく、授業の開始 / 終了・画面一覧・ロック・画面提示などを実行できること。また、「Yahoo! きつず」もしくは「Yahoo! JAPAN」の検索窓がいつでも利用できること。</p>	<p>SKYMENU Cloud Professional Edition (Sky)</p>	<p>2,474</p>
	カメラ活用	<p>タブレット端末に付属したカメラを活用して、以下の機能を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静止画、動画の撮影ができること。撮影した静止画や動画は本システムのクラウドサービスに保存されること。 ・QRコードを解析することができ、教科書等に掲載されているデジタルコンテンツにアクセスできること。 		
	学習者機の設定・確認	<p>以下の機能を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が指定した学級等の情報に所属する学習者機と、指定した教員機が自動的にネットワーク化されること。 ・学習者が教員から指示された番号を選択することにより、学習者機と教員機が自動的にネットワーク化されること。 		
	発表ノート	<p>白紙のページに手書き・図形描画・素材（静止画・動画・音声）貼付・文字入力・PDF取込が行え、自動保存・印刷が行えること。さらに下記機能を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手書き文字認識や横書き、縦書き入力が行え、専用のパレットから分数などの数式を選択して入力できること。 ・一度に複数枚のPDFデータの内容を画像や背景としてページに取り込むことができること。 ・授業で使用するタブレット端末において、教員が指定した学級等の情報に所属する学習者機と、指定した教員機が自動的に・他の教員や学習者のノートを取り込み、編集できること。なお、学習者については、教員が許可したノートのみ受け渡し可能なファイル形式で保存できる仕組みを有すること。 		
	シンプルプレゼン	<p>タブレット端末で撮影した写真や文字を使ってスライドを作成でき、スライドに入力できる情報を3段階のレベルで制限できる機能を有すること。スライドの数・画像の数・テキストの数・文字数が制限された数を超えると警告が表示され、スライドショーができなくなる仕組みを有すること。</p> <p>また、以下の機能を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルは、子どもの発達段階に応じて、子どもによるレベル変更許可 / 禁止設定も行えること。 ・作成されたスライドは、更新日時、学年・組を指定して履歴表示が行えること。 ・手書き文字認識や横書き、縦書き入力が行えること。 		
	ポジショニング	<p>授業で与えられた課題に対して、二者択一ではなく学習者機の画面上にマーカーを配置し、自分の考え（回答）を示すことができる機能を有すること。配置したマーカーは、考えの変化に応じて何度でも再配置できること。</p> <p>また、以下の機能を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のテンプレートから課題を作成し、教員機から学習者機へ課題を配付できること。また、課題作成時に地図などの画像を背景として設定できること。 ・作成した課題は、他の教員に受け渡しできる形式で保存できること。また、受け渡しできる形式で保存したファイルは他の教員が取り込み、編集できること。 		

調達物品	仕様内容		参考型番及びメーカー名	数量
<p>・アプリケーション「学習用ツール(端末管理機能を含む)」</p>	<p>気づきメモ</p>	<p>学習の中で気づいたことや気になったことなどを、タイムライン形式でメモとして蓄積できる機能を有すること。また、編成したグループ内でメモを共有したり、メモを本システム内のノートに貼り付け、学習のまどめに活用したりできること。教員は授業中、授業外を問わずいつでも学習者を選択してメモを閲覧でき、学習者のメモに対して「いいね」を押ししたり、返信したりできること。 本システム以外のWebページを閲覧している場合でも、ページを切り替えずにメモ入力画面を起動し、メモを入力できること。また、Webページの画面全体、もしくは範囲を指定した画面の一部をキャプチャして、引用元のリンクと同時にメモに貼り付けられること。</p>	<p>SKYMENU Cloud Professional Edition (Sky)</p>	<p>2,474</p>
	<p>その他</p>	<p>第三者機関による認証 (ISO/IEC 27001 および ISO/IEC27017) に基づき、適切にセキュリティ基準を満たしている授業支援ソフト及びメーカーであること。</p>		
<p>・アプリケーション「Webフィルタリング(クラウド版)」</p>	<p>データベース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ URLデータベースの登録コンテンツ数が90億以上で、メーカーのWebサイトにて公開されていること。 ・ メーカーが定義し配信しているカテゴリが合計で150カテゴリ以上あること。 ・ 標準のURLデータベースで未分類と判定されたURLを、第2のデータベースで再判定して未分類を極小化するとともに、最終的に未分類となったURLを自動的に登録処理に展開する仕組みを有し、無償で提供されていること。 	<p>ALSI InterSafe Gateway Connection GIGAスクールライセス</p>	<p>2,474</p>
	<p>規制機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画配信サイトにおいて、学習に有益な特定の動画のみ視聴可能とする規制ができること。 ・ 曜日、祝日、日付、時間帯別にフィルタリングルールの規制内容を変えられること。 また、カテゴリ設定による規制内容だけでなく、管理者が独自に定める例外URL設定による規制内容も併せて、時間帯別の設定ができること。 ・ ユーザーのグループ階層を4階層以上の設定ができること。 		
<p>【2. その他付帯作業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タブレットに必要ソフトのインストールを行ったうえで納品すること。 ・ 校内設置の無線アクセスポイントにて接続設定を行い、通信出来るように設定すること。 ※設定内容の詳細等については契約後別途指示することとする。 ・ 箱等の梱包資材は引取り、納入者の責任により廃棄すること。 ・ 保証書や付属品を整理し、納品すること。 ・ 本体にはコンピュータ名、納入業者名等を明記したシールを貼ること。 				<p>2,474</p>
<p>【3. 旧タブレットの回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度導入の旧タブレット(富士通社製FARQ25021Z)を回収し適切に再使用又は再資源化すること。 ※回収台数については最大3,143台となるが、詳細は契約後別途協議することとする。 				<p>一式</p>

別紙

・小・中学校タブレット端末等の整備納入及び設置場所

学校名	住所	台数
「能代市立淳城西小学校」	能代市盤若町2番地1号	223
「能代市立淳城南小学校」	能代市若松町2番24号	253
「能代市立第四小学校」	能代市字藤山3番地	397
「能代市立第五小学校」	能代市鰯渕字中嶋古屋布25番地	155
「能代市立向能代小学校」	能代市向能代字上野越25番地1	310
「能代市立浅内小学校」	能代市浅内字上ノ山236番地	63
「能代市立二ツ井小学校」	能代市二ツ井町字上台25番地1	161
		1,562

学校名	住所	台数
「能代市立能代第一中学校」	能代市盤若町8番地11号	139
「能代市立能代第二中学校」	能代市字豊祥岱1番地46	250
「能代市立能代東中学校」	能代市扇田字東扇田251番地1	71
「能代市立東雲中学校」	能代市向能代字トトメキ106番地1	172
「能代市立能代南中学校」	能代市河戸川字中野241番地	170
「能代市立二ツ井中学校」	能代市二ツ井町字下野76番地2	110
		912

計 2,474

個人情報等の取扱いに関する誓約書

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、能代市長 鍋谷 暁（以下「発注者」という。）との業務委託により行う〇〇事務（以下「本件事務」という。）を処理するため、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）並びに個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合は、下記事項を遵守することを誓約いたします。

（基本的事項）

第1条 個人情報等の保護の重要性を認識し、本件事務を処理するための個人情報等の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守します。

（秘密保持等）

第2条 本件事務に関して直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしません。契約期間満了後又は契約解除後も同様とします。

2 特定個人情報等を取り扱う場合、本件事務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させます。

（利用目的以外の目的のための利用の禁止等）

第3条 個人情報等を委託された事務以外の目的で利用しません。

（再委託の制限・条件）

第4条 本件事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得ます。

2 前項の場合、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負います。

（複製等の制限）

第5条 本件事務に係る個人情報等を発注者の許可なく複写し、又は複製しません。

（個人情報等の安全管理措置）

第6条 個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のために必要な措置を講じます。

2 特定個人情報等を取り扱う場合、本件事務において利用する当該情報等を保持している間は、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該情報等の管理を行います。

(1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2) 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。

(漏えい等事案の発生時等における対応)

第7条 個人情報等の漏えいその他の個人情報等の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なく当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により発注者に報告します。契約期間満了後又は契約解除後も同様とします。

2 情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応します。

3 特定個人情報等を取り扱う場合、本件事務に関し当該情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、発注者が必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができることを認めます。

(個人情報等の消去及び媒体の返却等)

第8条 本件事務が完了したとき又は解除されたときは、発注者の指定した方法により、本件事務に係る個人情報等を速やかに消去又は返還します。また、個人情報等が保管された媒体を速やかに廃棄又は返却します。

2 特定個人情報等を取り扱う場合、当該情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告します。

(契約解除、損害賠償責任等)

第9条 本誓約書に定める義務に違反し、又は義務を怠ったことで、発注者から業務委託契約の全部又は一部の解除を求められた場合は、これに応じます。

2 故意又は過失による個人情報等の漏えい等により、発注者又は第三者に対する損害を発生させた場合は、発注者又は第三者に対して、その損害を賠償します。契約期間満了後又は契約解除後も同様とします。

(定期的報告等)

第10条 発注者から個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告します。

(監査・検査等)

第11条 発注者から、本件事務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかなどを確認する

ため、受注者及び再委託先に対して、監査・検査等を求められた場合は、これに応じます。

(責任体制の整備)

第12条 個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持します。

(作業責任者等の届出)

第13条 個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めます。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第14条 本件事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本誓約に基づく一切の義務を遵守させます。

(取扱区域の特定)

第15条 特定個人情報等を取り扱う場合、当該情報等を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定めます。

2 特定個人情報等を取り扱う場合、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該情報等を定められた場所から持ち出しません。

(受渡し)

第16条 特定個人情報等を取り扱う場合、発注者との当該情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に当該情報等の預り証を提出します。

(教育の実施)

第17条 特定個人情報等を取り扱う場合、当該情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本件事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施します。

年 月 日

能代市長 鍋谷 暁 殿

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

データ管理に関する覚書

能代市長 鍋谷 暁（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は発注者が受注者に委託する全ての業務のデータ管理について、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、発注者が受注者に委託した業務のデータ管理に関し必要な事項を定め、データの外部漏えい、滅失、き損その他の事故を防止することを目的とする。

（対象とするデータ）

第2条 この覚書で対象とするデータは、委託業務による入出力帳票、磁気テープ、磁気ディスク、その他の媒体（以下「データ記録媒体等」という。）に記録されている情報で、その的確な管理を図る必要のあるものとする。

（事務処理体制の通知）

第3条 発注者及び受注者は委託業務についての事務組織、管理責任者及び事務担当者の現況について相互に通知するものとする。

（事務処理日程の作成）

第4条 受注者は業務処理日程を協議の上、予定表を作成し、発注者に提出するものとする。

2 予定を変更する必要がある場合は、両者それぞれあらかじめ通知するものとする。

（管理台帳の作成等）

第5条 発注者及び受注者はデータ記録媒体等の授受、保管について、内容、年月日、取扱者及び数量等を記録するものとする。

2 データ記録媒体等の授受は、発注者受注者それぞれ指名した者が内容、数量等を確認のうえ行うものとする。

（データ記録媒体等の保管等）

第6条 発注者及び受注者はデータ記録媒体等の保管等について、安全な場所に格納する等、必要な措置を講じなければならない。

（データ記録媒体等の廃棄）

第7条 受注者は委託業務終了後データ又はデータ記録媒体等の廃棄を行うときは、発注者に協議するものとし、廃棄に際しては第三者にデータが漏れることのないように厳重な注意をして処分しなければならない。

（事故報告義務）

第8条 受注者はデータを漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、発注者に速やかに報告しその指示に従わなければならない。

（有効期間）

第9条 本覚書の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（その他）

第10条 本覚書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ別に定めるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 能代市上町1番3号
能代市長 鍋谷 暁

受注者 〇〇市〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇